

J S A F 外洋東海友の会規約

(名 称)

第1条 本会は、J S A F 外洋東海友の会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所をJ S A F 外洋東海事務局内に置く

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と相互の扶助に貢献し、会員に関する航行の安全と遭難救助活動に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 施設または備品を建造または購入して会員の便宜に供する。
- (2) 前項の施設または備品をJ S A F 外洋東海に有償または無償で貸与する。
- (3) J S A F 外洋東海に対して必要なときは、資金の援助（貸付、寄附を含む）を行う。
- (4) 会員または会員に準ずる者の海難事故に際して、必要なときはその費用を負担する。
- (5) 前項の目的のために、印刷物を編集して出版する等の臨時的事業を行う。

(資 格)

第5条 本会の会員は、J S A F 外洋東海の会員をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会には、会長1名のほか運営委員を置くものとし、J S A F 外洋東海会長が会長を、同常任委員が運営委員を担当する。

(会 議)

第7条 会議は、総会および運営委員会とする。

(総 会)

第8条 総会は、会長または会長の指名する運営委員が議長となって年1回開催し、会長から提出された事業報告書および収支決算書を審議し、出席会員の過半数の議決をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、会長および運営委員をもって構成し、会長または会長の指名する運営委員が議長となって本会の目的事業の審議にあたり、出席委員の過半数の議決をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第10条 本会の事業は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(入会金および会費)

第11条 本会の会員は、運営委員会において定めた入会金および会費を納めなければならない。

本会の解散前に退会した会員の入会金および会費は返還しないものとする。また寄付は随時受けるものとする。

会費は	入会年度	次年度より
特別会員	10,000円	1,000円
正会員	3,000円	1,000円
ファミリー会員	1,000円	1,000円
準会員	1,000円	————— とする。

正会員が特別会員になった場合、またファミリー会員、準会員が正会員・特別会員になった場合は、入会年度との差額を納めなければならない。その逆は返還しないものとする。

(事業報告書および収支決算書)

第12条 会長は、毎事業年度経過後2ヶ月以内にその事業年度の事業報告書および収支決算書を作成し、総会に提出しなければならない。

(解散)

第13条 本会は、総会において会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第14条 本会の解散に伴う残余財産は、解散時における会員に返却するものとし、会員であった期間の長さによる配分率等返却の方法については、総会において会員の3分の2以上の議決をもって決するものとする。

(規約の変更)

第15条 この規約は、運営委員会の議決をもって変更できるものとするが、目的お

よび事業に関する規定及び解散とそれに伴う残余財産の処分に関する規定の変更のときは総会にはかるものとし、出席会員の3分の2以上の議決を要するものとする。

(雑 則) (1) この規約の制定は第8条に準じて行う。

(2) 欠席会員または欠席委員から会議に提出された文書または意思表示は、1個の議決権を有するものとする。

運用に関する内規

(1) 第4条の(4)の費用の負担は、上限200万円とする。

(2) 第11条に規定する会費の内、入会次年度からの会費については、平成21年度分から再徴収を決定するまでの間、免除するものとする。

施 行	昭和56年	2月	4日
改 正	平成 5年	2月	17日
	平成10年	2月	13日
	平成10年	9月	22日
	平成11年	2月	19日
	平成12年	2月	17日
	平成21年	2月	18日